

平成28年7月4日

平成27事業年度における燃油価格高騰緊急対策実施状況報告書について

一般社団法人日本施設園芸協会

平成27事業年度における燃油価格高騰緊急対策実施状況報告書については、以下のとおり報告をお願いします。

リース事業実施主体

1. リース事業実施主体から支援対象者経由での都道府県協議会への報告

別添「平成27事業年度以降の燃油価格高騰緊急対策リース事業の実施状況報告について」平成27年7月4日付けの「2 リース事業実施主体から支援対象者経由での都道府県協議会への報告」により作成して下さい。

2. 支援対象者から都道府県協議会への報告

支援対象者

燃油価格高騰緊急対策業務方法書(作成例)(以下「業法書作成例」という。)第8条第1項に基づき、支援対象者は各都道府県協議会に報告して下さい。

業法書作成例(第8条1項)

第8条 支援対象者は、第5条第3号に定める省エネルギー推進計画の目標年度までの間、各事業年度の実施状況を、翌事業年度の8月10日までに、別紙様式第3号により協議会に報告するものとする。

なお、省エネルギー推進計画で掲げた燃油使用量の削減目標については、毎年度、燃油使用量の実績に基づき目標の達成状況を報告するものとする。

(1) 様式及び報告期日

報告書名:ア 燃油価格高騰緊急対策実施状況報告書(平成27事業年度)

(業法書作成例別紙様式3号(第8条1項関係))

イ 「年間(加温期間)使用量実績」の根拠となる資料

期日:8月10日

(2) 記載方法:【参考例】

ア 事業年度の記載方法

(ア) 鑑文(報告書送付文書)及び「(別添)」の「(平成 事業年度)」は「(平成27事業年度)」と記載して下さい。

イ「第1 総括表」

(ア) 27事業年度に要した補助金額(リース事業は実績額、セーフティネットは燃油補填金積立額のうち補助金額を記入。)を記載して下さい。

(イ) 24事業年度、25事業年度又は、26事業年度に事業を実施し、27事業年度に実施していない場合は記載不要です。

ウ「第2 事業別内訳」欄

(ア) 27事業年度に事業を実施したリース事業実施主体、セーフティネット加入構成員について、それぞれ記載してください。

(イ) 24事業年度、25事業年度又は、26事業年度に事業を実施し、27事業年度に実施していない場合は記載不要です。

(ウ) 27事業年度にリース事業を実施した、リース事業実施主体は「(注)それぞれのリース事業実施状況報告書を添付する。」により、リース事業実施状況報告書を添付して下さい。

※「1 施設園芸省エネ設備リース導入支援事業」のひとつめの(注)「それぞれのリース事業実施状況報告書を添付する。」の「リース事業実施状況報告書」とは、業法書作成例第8条に定める「目標年度までの間、各事業年度の実施状況(改正前第19条を含む。)」のことです。

改正前業法書作成例第19条に基づく報告書(改正前業務方法書作成例別紙様式第9号)を添付してください(記載方法については前述「平成27事業年度以降の燃油価格高騰緊急対策リース事業の実施状況報告について」を参照)。

エ「第3 省エネルギーに関する目標の達成状況(毎年度報告)」欄

(ア) 業法書作成例第8条の「なお書き」にあるとおり、「燃油使用量の削減目標については、毎年度、燃油使用量の実績に基づき目標の達成状況を報告」することとなっており、27事業年度に事業を実施した者のほか、24事業年度、25事業年度及び26事業年度に事業を実施した者についても報告を要します。

※「燃油価格高騰緊急対策の事務手続きについて【平成27事業年度版】」では、「V-2事業実施状況報告等の提出について」のイに記載されています。

(イ) 24事業年度、25事業年度又は26事業年度にリース事業を実施し、27事業年度に実施していないリース事業実施主体から提出された「リース導入支援事業

実施状況報告書」の提出をお願いします。

オ 「(2)達成状況」欄

(ア) 「年間(加温期間)使用量実績」は27事業年度(27年5月～28年4月の間)で施設園芸の加温に供したA重油及び灯油の使用量実績を記載して下さい。

なお、灯油の場合は、A重油換算係数(0.939)を乗じて記載して下さい。

(イ) 都道府県協議会は「年間(加温期間)使用量実績」の算出方法等の確認する必要があります。

支援対象者は、各事業参加者等の燃油購入量の写し、燃油使用量等集計表など、都道府県協議会において必要と判断する「年間(加温期間)使用量実績」の根拠となる資料の添付をお願いします。

※ リース事業を行っている場合は、燃油使用量が分かる資料として、リース事業実施状況報告書に添付する『「平成〇事業年度使用量」の根拠となる資料』を添付するなどの検討をお願いします。

※ (参考)省エネルギーに関する目標の達成状況集計表を作成しましたので、上記(イ)の燃油使用量等の集計などに活用下さい。

カ 「2 目標未達成の場合、達成に向けた取組の方向性について」欄

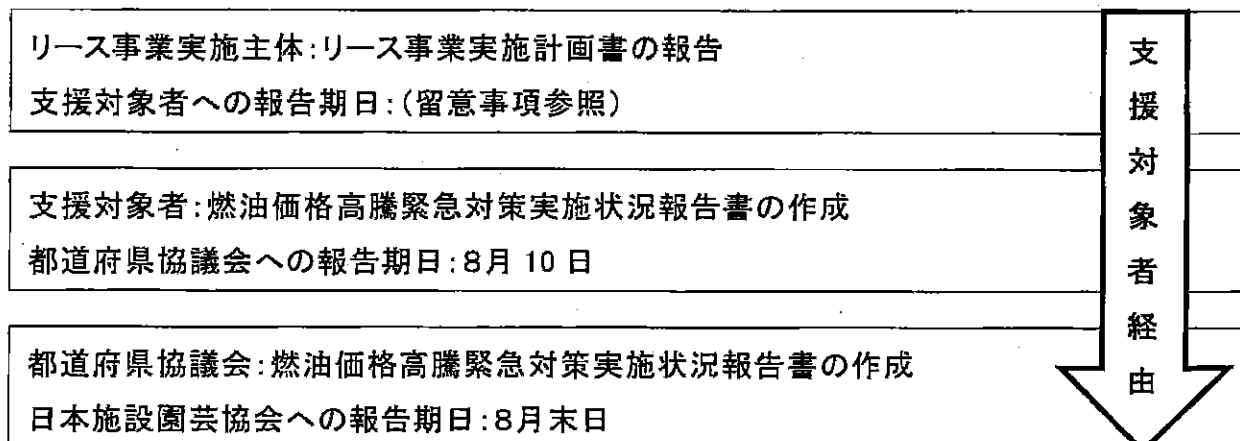
24/25事業年度に計画を策定した支援対象者のうち、27事業年度に目標が未達成となった支援対象者は記入が必要です。26事業年度・27事業年度に計画を策定した支援対象者については、目標最終年では無いことから、今回の報告においては、原則記入の必要はありません。

なお、都道府県協議会において報告が必要と判断した場合は、記載を求める場合があります。

キ 記載方法の変更について

事務手続2(1)ウのとおり、記載の方法が変更となっているので十分注意して下さい。

(参考) 報告の流れ



燃油価格高騰緊急対策の事務手続きについて【平成27事業年度版】

2 事業実施状況報告等の提出について

(1) 事業実施状況報告の提出

イ また、国の要綱等改正に伴い第3「省エネルギーに関する目標の達成状況(毎年度報告)」は毎年度報告する必要がある。この場合、国の要綱等改正に伴い、H24(H25)事業年度に承認された省エネルギー推進計画等の成果目標は27事業年度となったことから、26及び27事業年度でリース事業及びセーフティネットに申請を行わない支援対象者においても、事業実施状況の報告を26及び27事業年度とも行うこと。

ウ 実施状況報告の様式<業務方法書別紙様式第3号の(別添)>は、25年11月の一部改正において、燃油使用量の記載方法を変更している(単位を「キロリットル」、小数点以下第1位を四捨五入)ので、留意すること。

(3) 留意事項

ア 支援対象者の報告は、リース事業実施主体から実施状況報告書の提出を受け集計する必要がありますので、支援対象者の報告期限の8月10日に間に合うように、予めリース事業実施主体に周知(又は依頼)して下さい。

イ リース導入支援事業の実施状況報告書の提出は、必ず支援対象者経由とし、支援対象者は取りまとめの上、支援対象者の実施状況報告書(様式第3号)の添付資料として提出して下さい。

3. 都道府県協議会から日本施設園芸協会への報告

都道府県協議会

(1) 様式及び報告期日

報告書名:ア 燃油価格高騰緊急対策実施状況報告書(事業主体要領別紙様式第8号(第14条1項関係))

イ 平成〇〇事業年度施設園芸省エネ設備リース導入支援事業実施状況報告書(改正前別紙様式第9号(改正前第19条))

期日:8月末日

(2) 記載方法

一般社団法人日本施設園芸協会燃油価格高騰緊急対策実施要領(以下「主体要領」という。)第14条第1項に基づき、都道府県協議会は当協会に事業実施状況報告

書(事業実施状況書の別添を含む)を紙媒体で写し2部を提出してください。

また、提出方法等については前述「2. 支援対象者から都道府県協議会への報告」を参照のうえ、準用してください。

なお、当協会への報告にあたっては、事務簡素化のため次のとおりとします。

- ア 燃油価格高騰緊急対策実施状況報告書の「第3省エネルギーに関する目標の達成状況(毎年度報告)」の「(2)達成状況」の「年間(加温期間)使用量実績」の根拠となる資料は、省略可能
- イ リース事業実施状況報告書の添付資料である「平成〇事業年度使用量の根拠となる資料」は、省略可能
- ウ セーフティネット構築事業の添付資料「支援対象者別の事業参加者の内訳一覧表」については、「管理シート」に変更可能(紙媒体での提出とともに、管理シート(Excel ファイル)をメールで送付願います。)

### (3)留意事項

燃油価格高騰緊急対策実施状況報告書の「年間(加温期間)使用量実績」の根拠となる資料及びリース事業実施状況報告書の「平成〇事業年度使用量」の根拠となる資料は、農林水産省から提出を求められる場合があります。

#### 事業主体要領(第14条第1項)

「事業実施者は、目標年度までの間に、各事業年度の実施状況を、翌事業年度の8月末日(…〈略〉…)までに別紙様式第8号により本法人に報告するものとする。」

なお、第9条第1項により事業実施計画で定めた省エネルギーに関する目標については、目標年度における※燃油使用量の実績に基づき目標の達成状況等を報告するものとする。」

※改正漏れ:様式は改正済み。様式に合わせ毎年度の報告をお願いします。

#### 2 施設園芸セーフティネット構築事業

(注)それぞれの支援対象者について事業参加者の内訳の一覧表(氏名、住所、燃油購入数量設定量、燃油補填積立金額、当該年度補填金支払額等)を作成し、添付する。

平成28年7月4日

平成27事業年度以降の燃油価格高騰緊急対策リース事業の実施状況報告について

一般社団法人日本施設園芸協会

平成27事業年度以降の燃油価格高騰緊急対策リース事業の実施状況については、以下のとおり報告をお願いします。

## 1 報告様式等

### (1) 平成27事業年度の報告

従前の要綱要領等の例により報告

### (2) 平成28事業年度以降の実施状況報告

事業実施主体は、26事業年度または27事業年度にリース事業を実施した場合は、従前の例により、リース事業実施状況を作成。

支援対象者及び都道府県協議会はH28年4月改正後の要綱要領等に基づき、実施状況報告に添付して報告

## 2. リース事業実施主体から支援対象者経由での都道府県協議会への報告

### (1) 様式及び報告期日

報告書名：ア 平成〇〇事業年度施設園芸省エネ設備リース導入支援事業実施状況報告書(別紙様式第9号(第19条))

イ 別紙様式第9号(第19条)別添

ウ 添付書類：「平成〇事業年度使用量」の根拠となる資料

期日：〈留意事項〉参照

### (2) 記載方法：【記入例参照】

#### ア 事業年度の記載方法

(ア) 鑑文(報告書送付文書)「平成〇〇事業年度施設園芸～」は、リース事業を実施した年度ではなく、報告する実施状況の年度を記入してください。

#### イ 「第1 リース物件導入温室面積」欄

(ア) 「リース導入支援事業実施計画書」の「第5 実施内容」の「(3) リース契約の内容等」の「リース物件設置場所」及び「対象作物、面積」か

ら転記して下さい。複数の温室に導入している場合や、複数年度に渡って省エネ設備を導入している場合は、事業を実施した年度、及び省エネ設備をリース導入した温室の対応関係が分かるように記載してください。

ウ 「第2 リース物件名等」欄

(ア) 「リース物件名」欄は、承認された「リース導入支援事業実施計画書」の「第5 実施内容」の「(3) リース契約の内容等」の「製品・形式、数量」から転記してください。

(イ) 「導入設備」欄は、承認された「リース導入支援事業実施計画書」の「第2 総括表」から転記してください。

エ 「第1 リース物件導入温室面積」及び「第2 リース物件名等」欄

(ア) 24事業年度から27事業年度間の実績を記載してください。リース導入した「第1 リース物件導入温室面積」で記載したリース物件導入温室との対応関係、及びリース導入した事業年度が分かるように記載して下さい。

(イ) 28事業年度以降はリース事業がありませんので、28事業年度以降の報告では、「第2 リース物件名等」のうち「導入設備」欄は記載不要です。

(3) 「第3 燃油削減量」欄

ア 「第3 燃油削減量」欄は省エネルギー推進計画の目標年度までの各事業年度における、燃油削減量を把握する欄になります。そのため、24事業年度から27事業年度の間にはリース事業を実施した場合は、省エネルギー推進計画の目標年度まで毎年度、「第3 燃油削減量」の報告が必要です。

イ 「平成○事業年度使用量②」欄は報告対象の事業年度(当該年5月～翌年4月の間)に施設園芸の加温に供したA重油及び灯油の使用量実績を記載して下さい。なお、灯油の場合は、A重油換算係数(0.939)を乗じて記載して下さい。

ウ (注)2の「根拠となる資料」は、燃油購入伝票の写など、燃油使用量が分かる資料を添付して下さい。

※ 省エネ設備を導入した温室ごとに記載してください。(「第1 リース物件導入温室面積」及び、「第2 リース物件名等」と温室の対応関係が分かるように記載してください。)燃油使用量を算出する際、省エネ設備を導入し

たハウスごとに分らず、経営する温室面積全体のみ燃油使用量を把握している場合は、例えば経営する温室面積全体の燃油使用量を、面積按分するなどにより、記載して下さい。

(4) 「リース導入支援事業実績報告書兼補助金請求書」の報告に伴う計画内容の変更

「リース導入支援事業実績報告書兼補助金請求書」の報告に伴い、「リース導入支援事業実施計画書」から計画内容の変更があった場合は、変更後の値を記載して下さい。

(5) 留意事項

ア リース事業実施主体から実施状況報告書の提出を受け、支援対象者は集計する必要がありますので、支援対象者の提示する報告期限までに報告して下さい。

イ リース導入支援事業の実施状況報告書の提出は、必ず支援対象者経由とし、支援対象者は取りまとめの上、支援対象者の実施状況報告書（別紙様式第3号）の添付資料として提出して下さい。

(参考) 報告の流れ

